

東京大学博士課程研究遂行協力制度について

平成30年7月4日

東京大学大学院総合文化研究科

東京大学大学院総合文化研究科博士後期課程に在学する大学院学生に対し、学術研究業務を委嘱する。

委嘱期間 平成30年10月から平成31年3月（6ヶ月間）

委嘱単価 月額5万円

支払いの種目 給与

委嘱数 総合文化研究科は、本年度79名に対して委嘱する。

過去3年間の在籍者数によって、専攻・系・コース・プログラムに比例配分する。

〔本年度配分数〕 言語情報科学専攻12、超域文化科学専攻10（表象4、文人2、比較4）、
地域文化研究専攻13、国際社会科学専攻5、人間の安全保障プログラム5、
グローバル共生プログラム1、国際人材養成プログラム1、
生命環境科学系13、広域システム科学系8、関連基礎科学系11

応募資格者等

応募資格者

- ・大学院総合文化研究科博士後期課程在学者（標準修学年限を超えた者も含む）
- ・なお、在学者の他、平成30年9月博士後期課程入・進学予定（希望）者も対象とする。
ただし、上記記載の在学者等のうち、休学者、日本学術振興会特別研究員、博士課程教育リーディングプログラム奨励金受給者、国費留学生を除く。*
- ・応募時に休学中の者で平成30年10月1日までに復学予定の者、応募時に国費留学生で平成30年10月1日までに国費の受給が終了する者及び平成30年9月博士後期課程入・進学予定（希望）者も対象とする（復学をしない場合、入・進学をしない場合には、委嘱することができない）。

その他

- ・上記 * 印の4つの条件のいずれかに合致した場合は、委嘱を中止する。
- ・これまでに本制度に委嘱された者も応募することができる。
- ・業務終了後に、学術研究業務遂行報告書を教務課総合文化大学院係に提出すること。

選考方法・選考基準

各専攻・系・コース・プログラムの基準による。

応募方法

以下の書類を提出期間内に教務課総合文化大学院係に提出すること。

①と②は片面印刷とし、順番に重ねて左上をホチキスでとめて提出すること。

提出書類

① 2018年度学術研究遂行協力計画書（様式1）

② 追加資料（※）

③ 返信用封筒（長型3号）送付先住所・氏名を明記し、82円切手を添付すること。

※言語情報科学専攻・地域文化研究専攻（どちらもプログラム学生を除く）については、専攻ホームページにおいて指定された資料を、②追加資料に代えて提出すること（計画書は全専攻等に共通）（プログラム生は全専攻共通の追加資料を使用すること）。

応募締切日及び提出先

提出期間 平成30年7月20日（金）～25日（水）

受付時間 9時～16時50分

提出先 教務課総合文化大学院係

連絡事項

- ・選考結果は8月中旬頃郵送で通知する。委嘱決定者には支給書類をあわせて送付するので、指定された期間に手続きを行うこと。
- ・委嘱期間中に在留資格の更新をする者は事前に申し出ること。
- ・在留資格が「留学」以外の者は、事前に教務課総合文化大学院係に問い合わせること。
- ・学術研究業務単価（月額）は、翌月の17日（ただし、その日が日曜日にあたるときは15日、17日が土曜日にあたるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）にあたるときは18日）に支給する。
- ・学術研究業務単価は、給与所得の取り扱いとなるため、源泉徴収した額を支給する。
- ・学術研究の進捗状況や様態に問題がある場合については、学術研究業務委嘱期間の途中で中止する場合がある。また、本人の都合により、学術研究業務の中止を申し出ることができる。
- ・休学、退学、修了等により、学術研究業務の中止が必要となった場合は、速やかに教務課総合文化大学院係に申し出て、中止手続きを行うこと。